

子どもの権利について知ろう!

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、子ども(18歳未満)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間として持っている権利を認めています。

あわせて、おとなへと成長する過程にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利を定めています。

子どもの権利条約の4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



公益財団法人日本ユニセフ協会ホームページ

子どもの権利を守るのは大人の役割です!

私たち大人が「子どもの権利」を尊重し、子どもひとりひとりの声をしっかり聴き、
子どもへのまなざし運動を実践していきましょう!

佐賀市未来を託す子どもを育むための 大人の役割に関する条例

子どもへのまなざし運動は条例にもとづいて推進しています



子どもへのまなざし運動テーマソング 「まなざしアーチ」

情景が目に見えかぶようなあたたかい詞と、一度聞いたらつい口ずさんでしまうようなメロディです。
まなざしアーチダンスもあります!
ぜひ聞いて、踊ってください



子どもへのまなざし運動の実践に
繋げるために様々な取り組みを
行っています



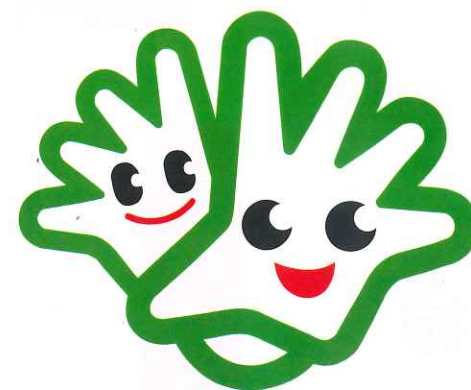
問い合わせ先

子どもへのまなざし運動・若者支援推進室
電話/40-7354 FAX/24-2332

佐賀市市民総参加子ども育成運動

「子どもへのまなざし運動」

さあ! 大人の 出番です



～できる**人**ができる**時**にできる**範囲**で～



目的

子どものすこやかな成長は、すべての大人の願いです。そして、子どもがすこやかに成長していく過程では、多くの他者とのかわり、とりわけ大人とのかわりが重要です。

佐賀市では、**子どもが社会において保障されるべき様々な権利の尊重に努め、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ、主体的にかかわる社会「子どもへのまなざし“100%”のまち」の実現**を目指し、市民総参加で子どもを育む市民活動として「子どもへのまなざし運動」を推進します。

大切にしたい3つの考え方

子どもを育むこと に対する役割と責任を 自覚する

大人は、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」の役割と責任を自覚し、連携・協働しながらその役割と責任を果たすよう努める。

子どもの声に耳を 傾け子どもの権利を 尊重する

大人は、子どもの声に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益を考慮し、子どもが有する様々な権利の尊重に努める。

子どもの手本 となるよう大人自身 が模範を示す

大人は、日常生活における自身の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、自らの言動を省みながら自らを律する。



子どもを育む4つの場、4つの視点における 子どもへのまなざし運動 大人の行動指針

- 「家庭」「地域」「企業等」「学校等」を子どもを育む4つの場と位置づけ、それぞれでの大人の役割を定めました。
- 子どもを育むうえで大切にしたい4つの視点から、大人に取り組んでほしい行動例を提案しています。

4つの場

4つの視点

命

命の大切さを
自覚する

自立

大人として
成長し続ける

他者との かかわり

支えられ
生きていること
を自覚する

子どもを 取り巻く 環境

子どもを
取り巻く環境に
気を配る

家庭

子どもを一人前の大人に育てる

「命」は尊いものであること
を伝える

- ・自分の命も他者の命も一つしかない大事なものであること、祖先から受け継がれ未来へとつながる尊いものであることを伝える。
- ・「佐賀市いじめ・いのちを考える日」(毎月1日)に、命について家族で話し合う機会をつくる。
- ・子どものSOSサインを見逃さないように、心に寄り添う声かけ等を心がける。
- ・子どもの成長を手助けする食事を心がける。

基本的な生活習慣・社会の
規範を身に付けさせる

- ・子どもとともに早寝早起き朝ごはんを実践する。
- ・子どもの成長段階に応じた家庭での役割を設け、その役割に対して責任を持たせる。
- ・子どもの心身の健康を守るための生活リズムを心掛ける。
- ・大人が公共の場でのルールやマナーを守り、子どもに伝える。

安全で安心できる家庭環境
をつくる

- ・子どもとともに地域の行事に参加する。
- ・家族同士できちんとあいさつを交わす。
- ・できるだけ家族そろって食事をし、コミュニケーションを深める。
- ・手を止め、子どもの立場に立って気持ちに寄り添いながら話を聞く。
- ・友人家族や地域など、横のつながりを持ち、共に助けを求めたり、支え合ったりする。

子どもを有害な情報・環境
から守る

- ・家族でタブレットやスマートフォン等の使用について話し合い、ルールを決めて共有する。
- ・保護者はフィルタリング機能を活用するなど、子どものインターネット等の使い方を責任を持って見守る。
- ・学校で禁止されている場所に子どもを連れて行かない。
- ・すべての子どもが幸せに生きる権利があること(「子どもの権利条約」など)を大人が知り、子どもに伝える。

地域

子どもに地域の一員としての自覚を促す

子どもの安全を守る

- ・登下校の時間に合わせて外出し、散歩や買い物等をしながら子どもを見守る(=「ながら見守り」)に協力する。
- ・“子ども110番の家”や“地域の見守り隊”等に参加する。
- ・子どもを虐待や犯罪被害から守るために、子どもへの気配り・目配りを心がける。

「市民性をはぐくむ教育」
を実践する

- ・子どもに自然体験や社会体験、ボランティア活動などの体験の場を提供する。
- ・地域の行事等に子どもの「出番」、「役割」の場を設け、「承認」することで、子どもの自己有用感を育む。

子どもと顔見知りになり
ふれあいを深める

- ・大人同士もあいさつを交わす。
- ・大人自身が積極的に地域の行事等へ参加する。
- ・地域の行事や活動等で多くの子どもと顔見知りになり、あいさつが交わされる関係を築く。
- ・地域で支えるという意識をもって、子育て世帯に目を向ける。

有害な情報・環境の改善
を図る

- ・インターネット上で子どもたちの健全育成上問題のある有害情報や、犯罪につながる情報等が簡単に手に入ることを認識する。
- ・子どもの遊び場や通学路などで危険な環境等を見つけたら、速やかに関係機関へ連絡し、その情報を地域で共有する。

企業等

仕事と家庭生活との両立を支援し、
子どもの勤労観・職業観を育む

働くことの意義を伝える

- ・職場見学を積極的に受け入れ、大人が一生懸命働く姿を見せる。
- ・子どもが保護者の職場や働く姿を見ることが出来る機会を設ける。
- ・職場見学や働く楽しさを伝える子ども向けのイベント等を行った場合は、積極的にその情報発信をする。

子どもの自立を促す
取り組みを推進する

- ・子ども(特に中学・高校生)の「職場体験」を積極的に受け入れる。
- ・「職業人に学ぶ」「ビジネスマナー」などで企業の持つ知識・技術・人材等を、学校や地域のために活かす。

子育てしやすい職場の
環境づくりを図る

- ・半日休暇、時間休暇制度を導入し、授業参観やPTA活動、地域活動のための休暇(=まなざし休暇)を取りやすい雰囲気づくりを進める。
- ・育児休業や看護休暇などを取得しやすい職場づくりを進める。
- ・週のうち1日はノー残業デーに取り組む。

子どもを取り巻く環境に
配慮する

- ・子どもが安全に安心して利用できるインターネットの環境整備に努める。
- ・情報を発信する際には子どもへの配慮を心がける。
- ・“子ども110番の家”や移動中の見守り活動を行う。

学校等

子どもに生きる力を身に付けさせるとともに、
学ぶ喜びを育む

子どもの心の充実と
生きる力を育む

- ・「佐賀市いじめ・いのちを考える日」の取り組みを工夫して行う。
- ・道徳や体験活動等の中で、命について考えさせたり、ルールを学ばせたりする。
- ・防犯や交通安全の観点から、自らの命を守るために登下校時の安全対策に対する指導を行う。
- ・災害・異常気象等から、自らの命を守る行動ができる能力の育成に努める。

自ら学ぶ力・ともに学び合う
姿勢を身に付けさせる

- ・きめ細かな指導を行い、基礎学力の向上を図る。
- ・ともに学びあい、ともに高めあう意識を育む。
- ・子どもの“なぜ”を刺激するような指導方法の工夫・改善に努める。
- ・学んだ知識や技能が活用できるような取り組みを行う。

社会性・協調性を
身に付けさせる

- ・集団の中で出番や役割を与え、一人ひとりが協力し、自己有用感を育むような活動を行う。
- ・学級での係・委員会活動や児童会・生徒会での活動を活性化させ、自主的・協働的な活動にする。
- ・子どもに地域行事等への参加を促し、大人(先生・保護者・地域住民)とふれあう機会を積極的につくる。
- ・自分から進んであいさつをするよう、子どもたちに習慣づける。

正しい知識や技術を
身に付けさせる

- ・情報機器の正しい使い方や、SNS・インターネット等の有用性と危険性を教える。
- ・“心と身体の健康”や“食”、“睡眠”についての正しい知識を身に付けさせる。
- ・ネットやゲーム依存にならないように家庭と連携を図る。
- ・子どもの権利条約について大人が知り、その内容(すべての子どもが幸せに生きる権利があることなど)を分かりやすく伝える。

こどもの幸せを何よりも優先するまち
こどもまんなか社会

言葉の定義 (条例第2条)

子ども …… おおむね18歳未満(高校生まで)の者
大人 …… 子どもを除くすべての者
地域 …… 地域の住民、地域の各種団体及びNPO等の市民活動団体
企業等 …… 事業活動を営むすべてのもの(営利目的や法人格の有無等は問わない)
学校等 …… 学校、幼稚園、保育所(園)その他これらに類するもの

4つの場それぞれがその役割を果たすよう努めると同時に、相互にまたは全体として連携を図ることも大切です。
それぞれの場が手を取り合って、社会全体で子どもを育む気運を高めましょう。